資料全体のテキスト（表記はできるだけ原文に沿いました）

リーフレット「働く婦人に生理休暇は必要か　労働省婦人少年局　1948年11月　リーフレットNO.6」

1. 他の国々には生理休暇に関する法律があるか

生理休暇を法律その他にきめているのは日本だけです。アメリカをはじめ他の国々にはこういう定めはありません。

しかしアメリカでは男と女の双方のために工場会社などでは病気休暇の制度があるので生理日に働くことのむつかしい婦人は病気休暇をとることができるようになつています。

1. 日本に生理休暇のあるわけ

他の国々にみられない生理休暇が今の日本で問題になつているのは、戦後一般に職場の状態が非常にわるく、殊に婦人が生理日に気もちよく働けるような施設がととのわず、一方衛生物資が不足しているためです。

1. 生理休暇の危険性

生理休暇をとると、男子にくらべて、婦人の労働時間がそれだけ少くなるわけで、このことは仕事の成績や、男女の同一賃金にも影響をおよぼすことになりがちです。また使用者としてはいきおい男子を使用したいということにもなり、女性の就職の機会がへり、婦人の仕事の分野が段々とせばめられるおそれがあります。

1. 労働基準法は生理休暇をどうきめているか
2. どんな職場でも生理日に働くことが非常にむづかしいひとは誰でも生理休暇をとることができます。（労働基準法第六十七条）
3. 次のような、特に生理日にさしさわる仕事をもつ場合もまた生理休暇を要求することができます。（同上）
4. 歩く仕事、立つてする仕事
5. 神経を非常に使う仕事
6. 任意に中断できない仕事
7. 力のいる仕事
8. 身体の振動する仕事

しかしこの場合にはおのおのの仕事に応じて特別の休憩時間を与えるとか、生理日に軽い作業に転換したり、休養の設備を完全にするなど生理日に気持よく働ける職場の条件がととのえばその仕事による生理休暇は必要としません。（女子年少者労働基準規則第十六条）

1. 生理休暇の日数　法律ではすべての婦人に共通の日数は何もきめていません。めいめいが自分に必要なだけとります。
2. 生理休暇をとる手続　医師の診断もむつかしい手続もいらず、ただ生理休暇をとるということを使用者に申し出ればよいのです。
3. 生理休暇と給料　法律では生理休暇中の賃金を支払うことをきめていませんが、労働組合が生理休暇中の手当を労働協約にきめることは自由です。ただ、このために婦人が同一労働同一賃金をうける機会をはばまれることのないよう、組合の婦人は十分注意しなければなりません。
4. 生理休暇の正しいとりかた
5. 先づ第一に生理休暇は、めいめいが自分の必要なだけとるべきです。1.生理日の期間中、仕事をすることが苦しい間だけとります。苦痛の程度、それが続く日数はひとによつてちがいますから生理休暇と、とる日数とはひとによつてちがいます。2.また仕事によつて、実際に生理休暇がいる日だけとります。生理休暇はあくまで、各々がその必要に応じて個人的にとることがのぞましいのです。
6. 第二に生理休暇を度をこえてとつたとき、婦人自身が損をすることを考えれば、生理休暇は、本当にこれを必要とするひとだけがとるように注意しなければなりません。
7. 生理休暇と労働組合

１．これまで多くの労働組合が、生理休暇を労働協約その他にきめたことは意義がありました。これによつて働く婦人の健康保護の必要が、ひろく一般にみとめられたからです。しかし労働基準法が休みをとる必要のある婦人には休みをとる権利を保障しているし、また男子も婦人も同一労働同一賃金を得るため努力していますから、婦人だけが生理休暇を有給としてとることがのぞましいかどうかについて、多くの組合は協約を結ぶ場合に注意深く考えています。労働組合は協約で男女ともに疾病休暇をとることができます。労働組合のさらに重大な役割は婦人に生理日にも、きもちよく働けるような職場の条件の向上と、また職場にもつとよい休息設備と衛生施設をもてるよう、できるだけの力を注ぐことです。

２．労働組合の重要な任務は、法律によつて生理休暇がみとめられてはいますが、この法律が完全に実行されているかどうかをたえず監視することです。

３．他方、真に生理休暇を必要とするひとが何のきがねなく生理休暇をとれるようにすることも、組合の大きな任務です。

1. 結論

以上で明かなように婦人が生理日に働くのに全く適さない職場が非常に多い現状では、めいめいがその必要に応じて個人的に生理休暇をとることがのぞましいのです。けれども、一方からいえば、生理休暇をとることは女性に不利をまねくおそれがありますから、生理休暇はぜひ必要とするひとだけがとるべきです。将来婦人が生理日にも気もちよく働けるように施設がよくされ、職場の条件がととのつたならば大多数の婦人にとつて生理休暇はおそらく必要でなくなるでしよう。

婦人少年局既刊リーフレット・パンフレット

リーフレットNo1　働く少年少女のために証明書制度

リーフレットNo2　家事審判所とは

リーフレットNo3　選挙と婦人（未刊）

リーフレットNo4　農家の婦人へ

リーフレットNo5　働く子供の保護について

パンフレットNo1　労働組合と婦人

パンフレットNo2　労働基準法と女子年少者